

○北しりべし廃棄物処理広域連合個人情報保護法施行条例

制 定 令和5年 2月 10日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(法の施行に関し必要な事項)

第2条 法の施行に関し必要な事項は、小樽市個人情報保護法施行条例（令和4年小樽市条例第25号）の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。